

第七部

第二回参議院厚生委員会會議錄第三号

(一七七)

昭和二十三年五月六日(木曜日)

本日の會議に付した事件
○厚生諸法規の地方における実施状況並びに各種厚生施設の実情調査のための派遣議員からの視察報告に関する件

午前十一時三十三分開会

○委員長(櫻本重蔵君) それではこれより委員会を開会いたします。本日は過ぐる國會の休会中におきまして、各委員会がそれぞれ各地に厚生行政視察に出向されましたその結果を御報告を求めたいと存するのであります。

それから事前に皆さんにお話いたしました。報告の都合上、或いは報告のあとにそれ〴〵政府当局から発言があり、又或いは皆さんから政府当局に対して意見を聴取なさるといふようなことがあり得るかと思つたのですが、本日出席せられておられますのは、兒童局の企画課長の松崎芳氏、それから予防局事務官の藤田孝行氏、それから医務局の上島三郎氏、医務局製薬課の一丁田健一さん、以上の方が御出席になつておりますが、いずれも政府委員ではないので、説明のためにお出でになつておりますから、発言を許すことに御異議ありませんでね。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻本重蔵君) 尚赤松政務次官が御出席です。それでは先ず最初に九州班の視察の綜合報告を谷口さんからお願いいたします。

○谷口三郎君 私共一行は三月の一

日から十三日間に行りまして九州各地の厚生並びに衛生行政を調査視察いたしました次第でございます。一行には今泉、内村、小林、中平、三木委員の方と、私の六名でありまして、それに草間専門調査員、佐藤参議院参事、政安参議院主事の三名と、厚生省から小澤、寺尾両事務官が案内役として同行せられましたので、一行十一名となりました。先ず福岡を振出しに、佐賀、長崎、熊本、鹿児島という順序に視察をして参つたのでございます。

視察に當りましては、各縣共に当局の方々がすでにこちらから送つておりましたところの調査事項につきまして印刷をして、而も詳細にいろいろ説明して頂きましたので、その十三日間は殆んど時間も足らんような忙しな旅行であつたのでございます。可なり過勞の結果でありました。中平、内村、小林の三君は少々お体を痛められたりしまして、殊に政安主事は感冒を冒しまして視察に加わりませんでしたために、ついに最後の鹿児島で入院治療の止むなきに至つた程度であつたのです。併し幸いに治癒されましたので、大いに安心いたしておるような次第であります。

視察に先立ちまして、各縣に送つておりました調査事項は、これは各縣とも同様でございますから、その点は省略させていただきます。とにかく十七項目に亘る調査事項を書いて各地に送つて置きました。その点について特に調査をいたしましたのでございます。

が、各縣における調査の状況は、各縣担当の委員からそれを詳細に御報告がおりますので、私は総合的に二、三の点のみを申し上げて見たいと思つて。

先ず第一に、各地の衛生施設費でございますが、これが本年度は各縣ともに施設費がずつと上昇いたしておるの

であります。殊に福岡縣におきましては、総額予算の六・八%に上る程の好成績を示しておつたのは、これは杉野衛生部長を始め、関係者殊に知事がその点に非常に理解を持つて頂いた結果であると思つてあります。厚生行政の將來を大いに心強く感じた次第でございます。尤も総司令部の福祉厚生部長ササキ大佐さんは、厚生行政の予算は一〇%に達すべきものであるといふことをおっしゃつておられるので、それに比べますと、まだ先達い無持

がいたしたような次第でございます。第二の点は浮浪児の点でございますが、各地ともに関係者が熱心に業務に當つておりますので、余程成績は上つておるようですが、中央からの根本的指示が欠けておられると思つて、この点を残念ながら見出しておるのでございます。例えば福岡の百道松風園とか、或いは佐賀の浮浪児收容所などを視察いたして見ますと、その浮浪児に対して精神鑑定などもいたしておるのでございます。以前は浮浪児の精神薄弱児は先ず六〇%程度であると

言われておりましたのに拘わらず、今回行つて見ますと、八〇%から九〇%の精神薄弱児がおるような次第でございます。

從つて私共は、できるならばその家庭の者の精神鑑定をして貰いた。そうすれば今後遺傳の關係を見た。いろいろその対策を、衛生方面の対策をするのに非常なためになるからといふことを特にお願いして帰つた次第でございます。

第三には、佐賀縣の國立病院、精神病院の視察をいたしました場合に、私共の特に感じましたことは、我が國は敗戦によりまして、國土は著しく狭ばめられておつて、而も人口は一ヶ年百万以上の自然増加をいたしておる今日におきましては、どうしても不良な精神患者の遺傳的精神病などは、断種手術をできるだけ始めてさるべきものであると考へておりますので、同院に行きまして、院長に断種手術をやつておられるかといふことを聞いて見ますといふと、まだ開設以來一名もやつたことがないといふようなことを言つておられるのであります。從つてこれには是非断種手術でもやらせて、そうしてかかる不良分子の出生を大いに防止する必要があると特に感じたような次第であります。

次に、各地に参つて見ますと社会保険、特に國民健康保険に対する陳情が、どこも非常に激烈であるのでございます。組合側におきましてはこの現在のままでは到底存続することができぬといふことを申しております。医師会側におきましては、殊に佐賀縣のごときは、このままでは診療を持続することは到底困難であるといふように言つ

ておるのであります。從つてこの方面に特別の力を向けて、何とかしてやつて頂かなければならぬと思つておるのですが、その各地での陳情を聞いて見ますといふと、ともに一町村単位であるために、余りその實力が薄弱なために、殆んど開店休業の状態になつてい

る所が多いのでございます。從つてこれには数ヶ町村、或いは郡、できれば縣というくらいの大い単位にして危険分散をさせるように早くやつて頂きたいと思つて。尚又医師側の申出によりまして、診療所の支拂が普通でも三ヶ月、長いのは六ヶ月、中には一年以上も経たんと診療費を貰えぬ。殊に或る場合には組合が廃止になりますために減額してくれ、或いは拂うことができないといふような状態の部分が出山あります。而も医者は現金で薬を買ひ、治療費を集め、又看護婦などに給料を拂つております。而も所得税においては、將來貰えるか貰えぬか分らんようなものでも、予算申告をして税金を拂つておるのでありますから、到底この状況では立ち行かぬといふことを申しております。從つてこれには私共も是非診療報酬は今後源泉課税にして頂いたらどうか。組合において金を拂う時分に源泉課税にして、医者に金を渡す。医者はその税を取られた残りだけを貰つて、それを或いは所得に申告するとかといふ程度にすれば、少くとも貰つたあとに申告しますから、將來貰わぬような金までも予算申告して税金などを拂ふ必要がないと

第七部 厚生委員会會議錄第三号 昭和二十三年五月六日

いうことになりはせんかと思つて、この点は特に当局に、厚生省並びに大蔵省の方々に是非お願いせんければならんと思つております。その他詳細なことは、各縣に視察をされた方々からの御報告があらまうから、私は簡単にこれだけを申し上げて置きます。

○中平常太郎君 それでは福岡縣から御報告を申し上げます。

○委員長(塚本重雄君) お願いいたします。

○中平常太郎君 去る三月二日、三日は福岡縣でありましたが、沢山御報告もありまうことありますから、重複の嫌いが私はあると思つたから、極めて簡単に御報告を申し上げます。

衛生方面につきましては先き申し上げたいと存じます。福岡縣は保険病院が三個で、花柳病診療所が十四個、病院が八個で、いずれも花柳病診療に當つております。内、保険病院は専ら梅毒、即ちパンパン・ガールのごとき者の検診治療に當つております。

現在の規則が養成所のみでありますから、まだ影響が少いようでありまうけれども、現在におきましては各種の病院の養成施設におきましては、病院などであつても、卒業後義務年限を看護婦に課しておるもので、その間むしろ徒弟様式のような恰好になつておるもので、否でも應でもそこで奉職するといふような状態に相成つて、質の良し悪しを論ぜず使つておるようでありまうが、これは將來労働基準法の関係もありまうので、從來のやり方が全面的に否定されてしまつて、質の良し看護婦に成り代つてしまふといふことは、今後理想ではあるが、成り代つてしまふまでの間の過渡時代の主眼の點が非常に困難な情勢が各病院で認められるのでございませう。

それから次に、青少年学童及び結核蔓延の趨勢でございますが、日本の結核死亡率は終戦後非常に上昇しておりますが、而も福岡縣は日本一でございませう。日本一の結核率でございまして、その原因といたしましてはいろいろありますが、大体引揚者の結核死亡が大分昨年は計上されておりました。特異な統計の性格を持つておつたのでございませう。それから又他の縣では漸次混乱が調整されるに従つて結核患者は多少減つておる統計が現れておるに拘わらず、福岡縣におきましては未だにその低下の状態が見えない。それはどういふ原因かといふことに對して検討いたしましたのでありますが、本福岡縣は産業縣であると同時に又健康に對しては非常に深く注意しておられまうが、立派な工場、鉱山の組織労働者以外、多数の放任された勤労者が多い。それらが本当にB.C.G.の注射その他に

對してどうしても一つの科学的に全部にやつて行くといふことが困難である。そういう関係でどうしても勝手に蔓延するといふふうになつてゐる。それから又福岡縣は、工業商業の縣であると同時に又農業縣でありまして、その労働の供給源となつてゐるところの農家から来る者は陰性の者が大部分であります。結核における処女地帯の青少年が大分多つております。そういうのが多つておるために感染しては歸つてしまつて、郷里へ病を傳播するといふようなふうの状態が、外の縣よりも特に多いような状態にございませう。現在におきましてはB.C.G.の普及は十歳から二十四歳までの男女青少年六十四万人に對して実施中でございまして、私が多つた頃の一月までにはすでに四十八万人を終了いたしました。主に生徒に向つてやつておる様子であります。いわゆる労働者の方の側に組織がないために、非常にB.C.G.の注射を勧める上において困難を感じてゐるふうであります。これはどうしたらいいかといふことは今後の活動に待つより外ありませんが、結核世話委員会とか、或いは各市町村の衛生委員会などを仲介として一定の期間を定めて、全部の労働者に向つてそういうふうなB.C.G.の注射をするといふようなことを考へてゐるというのでございまして、これは極めて適切なことであるからして飽くまでそういうふうな状態にやつて貰いたいといふので、こちらから奨励して置いたわけでありませう。それから工場の方にございまして申上げますが、三菱化成の黒崎工場に参りました。これは九州における極めて大きい化学工場で、薬品の製作工場に

ありますが、各種の化学薬品の製造をやつておりました。全国的に医薬品の給源といたしましては、相当全国的には重役を占めてゐる工場でありませう。特にベニシリンの方にございましては、タンクの培養を始めております。

外にはまだ余りタンクの培養をやつたところはありませんが、ここは大量生産のためにタンクの培養をやつております。それに着手いたしました。その効果につきましてはまだ判然としたところまでは行つていない状態にございませう。ベニシリンは今日非常に増産の計画が各地に行われておりました。大変結構なことであると存じますが、

まあこんなことできたならばベニシリンの生産は採算点を割つてしまふであらうといふようなことから、いろいろ疑惑を起した人があるようでありませうが、決してまだそんなふうな状態ではございませう。米國あたりでは今二十万單位のベニシリンが一億二十五セントでありまして、現在の暫定の爲替レートから考へまして二百五十円から三百円度でございませう。それが二十万單位であります。日本ですでに十萬單位のものが六百八十五円でありませう。これを二十万單位に換へますと、千三百七十円でございまして、アメリカは二百五十円ですが、日本のベニシリンは千三百七十円といふことになりまして、まだ日本の生産を高めて、價格におきましては如何なる労働階級の方でもベニシリンがかかるゝと入手できて、病勢を弱めるに強いとここのベニシリンの薬の普及するようになつたならばならん建前からいたしまして、まだ大いに奨励せんければならんと思つた次第であります。これ

が三菱化成におきましては、ベニシリンをタンクを以て大量生産をしてゐる次第でございまして、誠に意義のあることだと思つた次第であります。

生活保護法におきまして市の財政からいたしまして、福岡は療養費に大部分使つております。これはやはり機能を發揮しておられるからさうなつて参つたと思つた。他の縣はさういふ形跡は見えなうであります。生活保護法の金は昨年度八百五十五万五千九百五十七円使つており、この中医療費に六百七十一万円も使つておられまうので、生活保護法のため大分活躍されておられます。他のところに行きましてこのなを生活保護法の金の七五%に近いものを医療費として使つておるところは九州には一つもありません。福岡縣は一番医療に向つて力を盡しておる。先程谷口委員もおつじやつたように福岡は衛生方面に非常な努力を拂つておることがこれで分ると思つたのであります。

それから施設といたしまして、生活保護法の対象とするところの貧困者に對するいろいろ施設は、戦前におきまして百四十六、戦後におきまして百八十七、合計三百三十三ヶ所ございまして、相当充実した施設ができております。併し一般に生活保護法の金が少いためにどうも苦しいから、生活保護法の金の保護率を上げて貰いたいという希望が痛切にございまして、我々はこれは一つ大いに委員会におきまして考慮を拂つて厚生省と相談して、できるだけこれは要望に副うようになければならんと思つた次第でございませう。

それから市町村の一割負担、縣の一

うであります。それから保健婦、助産婦、看護婦などの改正に伴いまして、外の多数の放任された勤労者が多い。それらが本場にBCGの注射その他に

それから市町村の一割負担、縣の一

割負担の方はまだよろしいのであります。市町村の一割負担という事は非常に各村で難儀の状態でございます。ために千円補給しなければならぬのに九百円補給して置いて千円の受取を取つておる。そして百円だけは寄附の形式で市役所、村役場に戻しておる。これは生活保護法制定の趣旨に全然反しておる。これは飽くまでもなすべきところになさねばならぬに拘わらず、市町村が自分の財政が苦しいために、自分の負担する一割を還元してしまつておる。千円やるべきところに九百円やつて、そして千円の受取を取つておる、いわゆるペンでございまして、これが各地で行われておるようであります。それから厚生省といつたしましても、今後飽くまでも正常な状態に復せしめて、飽くまでも生活保護のために出すべき金は出すようにしなければならぬと私共はこの方面に向つて注意を與えて置いた次第でございます。

それから長くなりますから飛ばして申上げますが、災害救助に関する状況でございますが、災害救助に関する用意といつたしまして、主食につきましては毎月百六十石ぐらゐの米麦を用意しておりました。これは人員にして六万四千人の一日分でありまして、その中五十石を食糧課において直接保管しておりまして、後の百十石を各都市別に分散保管しておりまして、必要に應じて一般配給用より立替える用意をしておりました。衣料は毛布二千枚、衣類七万八千八百二十二点、靴三千足ぐらゐを持つております。それから災害救助に對しまして極めて必要なのは輸送機関であります。これは貨物自動車四千五十七台、自動車八百九十七台、乗用

車二百八十九台、これらは必要に應じて直ちに動員し得るような態勢を整えておるといふことでもございました。組織はまだ十分にできていないようでありまして、縣ではできておるようでありまして、市や地方事務所には支隊を作ります。町村には分隊を作つて災害救助の緊急処置が直ちに機能が発揮できるように、現在支隊、分隊の編成中であるようであります。

それから日本医療團の解散後の処置であります。これは國立移管以外はまだ医療團において経営いたしてあります。まだ問題になつておるものの病院などは、そのまゝになつて医療團でやつております。

それから保健所は設備を拡大して、結核と性病に重点を置いておるようでありまして、政令の公布によりまして適宜に十五万以上の都市に對しては市に移管するといふ方針で、著々準備を進めておるようでありまして、十五万以上は市に移管する。こういうふうには保健所が機能一切を移管する。

被災者の処置といつたしましては、遺族会、遺族が今八万三千人あり、八十万円で今度授産施設をやつておるようでありまして、家屋などもそれに應じてでございますけれども、今度特に二千戸程建築にかかつておるようであります。

それから住宅対策といつたしましては、集團的に建つておる所が七十三ヶ所ありまして、個人的に建つておる所は二百五十五ヶ所あります。

生業資金の貸付状況といつたしましては、現在貸付済は六千三百万円でございます。四千七百六十八件ございまして、相当日が経つておりますが、今後

貸付予定額が四千九百九十二万円あつて、これは又復金なり庶民金庫なりに交渉を進めておるのであります。今後の貸付予定額はその通りでございます。

それから今度施設に参りまして、福岡縣立の福岡学園に参りまして、これは感化院でございます。罹災後二百五十万円です。復旧いたしましたのであります。誠に早い復旧で感心したのであります。二、三百人の定員で、これは感化院でございますが、勤勞精神の涵養に、情操教育に重点を置いてやつております。力を入れておるようでありまして、これは詳しいことは申上げませんが、これは普通の感化院でございます。

これはとにかく早く二百五十万円です。やつておる上に、今度又増築に共同募金の金を二百万円程そこへ貰つて仕事を大きくするといふことを言つております。可なり立派な模範的なものができると思つております。

それから和日の青松園の状態は、これは引揚孤兒の收容所であります。定員百五十名程であります。現在七十五名程入つております。これは廣大な松林の中に点々として十餘棟が建つておりました。極めて環境がよろしい。不良化しようにも不良化しにくい。程自然に恵まれたいい所で、引揚孤兒を保護しております。これは経営者は同胞援護会の福岡支部がやつておりますが、経費は大體一ヶ年百十五万円程使つております。職員が十二名ございまして、大変いい所でございまして、ああいうふうな松林の中にできたといふことは、大都市では到底真似のできない、極めてどうも望ましい状態です。

それから児童福祉に對しましてすでに実施期に入つておりますので、その状態はまだ具體的にはできておりません。実施期に現在入つて努力中でございます。それでは名前だけ申上げますが、救護院これは感化院であります。養護施設、今の百道松風園であります。それから今の浮浪児の所、それから若草寮、それから福岡の社会館、これは乳兒院、児童福祉などのところもございまして、児童相談所は福岡学園、八幡乳兒院、聖母園などもございまして、ぼつ／＼整理されております。市町村には産院、保育所、母子寮等設置方を奨励中でございます。

住宅につきましては本縣では被災戸数が五万戸でありまして、疎開が四万戸、合計九万戸の必要があつて、現在不足しておりますのは、引揚者の分が加つたために十五万戸不足でございます。その中建築費が五千五百二十八戸であります。二十三年度から五ヶ年計画でやつておりますが、これは誠に思うようには進行しておりません。それから國民健康保険の組合の状況であります。國民健康保険は到る処不評判であります。この福岡縣におきましても、優良なものは二十一個しかなく、普通が六十八、不振なものが二十三個、それから廃れてしまつておる、冬眠も春眠もない、廃れてしまつておるものが百七十二個ございまして、誠に國民健康保険組合は到る所不振の状態でありまして、どうしてもこれは政府におきまして、近くこれに息吹きを入れて本物にするか、本當の社会保険に延長せしめるかといふことは、余程考へべき問題であると存するのであります。

右よりの次第でありまして、詳しいことを申上げたいのでありますけれども、他の方々の御報告の時間も要りますから、これで私は止めますが、福岡縣は九州における雄縣でございます。誠に衛生方面には他縣に比してよくできておるよう存じますが、右簡單でございますが、私の報告を終ります。

○委員長(熊本重藏君) ちよつと皆さんにお諮りいたしますが、相当派山各地を廻つて來たので、詳細に報告を承りたのでありますけれども、時間的にもできるだけ能率的に報告して頂きたいと考へますので、その点あとの方も……。

○小林勝馬君 この地方視察の御報告は、約束の時間があるのであります。だから／＼とそう無條件でやられたのでは、外の人が迷惑至極でございます。これを詳細に報告したければ、誰でも五分や十分で終るものでないけれども、これを制限するために、初めから約束をちゃんとしてあるのであります。それから、その時間内に報告して貰うようにして頂きたい。今後の方々にお願いいたします。

○委員長(熊本重藏君) 九州班を済ませて、他の班へと思ひましたが、中部の方へ行かれた千田委員が、他の委員会との関係で、先にやらして貰いたいといふ要求が出ておりますが、如何でございますか。それでは千田委員からは福岡縣の視察状況並びにその他特別の報告があるようですか……。

○千田正君 お許しを得まして、中部の中の福岡で、総括して姫井委員からお話を願ふことにしてあります。ただ一点だけ特にこの委員会において

報告として頂きたいという面がありまして、特にその一点だけ報告として頂きます。

それは静岡縣における三方原におきまますところの児童福祉法によるこの保護施設であります。養育と申しまして、これには全國の浮浪児が收容されておりますが、どうも児童福祉法の根本の趣意を十分に院長が納得していないと同時に、静岡縣当局もその指導方針において誠に緩慢な点があるのであります。それはどういふ点かというところ、丁度養育の行き方は、少年刑務所という感じを深くさせられた。というのは、曾ての海軍航空隊の施設をそのまま養育にしておるのであります。その中を問仕切りいたしましたので、第一番に浮浪児をやりまして、連れて来た浮浪児を一室に監禁する、而もその監禁の方法は、丁度刑務所におけるごとく、鉄格子を嵌め、錠を掛けて、そうして一應はそこに監禁して置く、嚴重なる監視をして逃亡を防いでおる、こういう状況なのであります。それでこれはどう言つても児童福祉法案のこの度の実施方法においては、誠に反対の方法という意味で院長を呼んで我々と十分なる懇談をしたのであります。ところが院長の説を聞くといふと、私は長年の間浮浪児を取扱つて経験があるのである、今児童福祉法案ができたからと言つて私の信念を曲げるわけに行かん、それはあらゆる浮浪児の收容のし方を研究した結果、どうしても手に負えない者はこうして監禁してこの性格をなくすより外にない、それには逃亡を防ぐためには錠を掛け、或いは鉄格子を嵌めて、そうして当人の性格を十分に矯めてから軟禁の

方向に行く、軟禁を何ヶ月か経て更に自由な方向に取つて行きたい。この三段階に分けて私はやつておるのである、先般も進駐軍が来て怪しからんじやないかという注意を受けたけれども、私は長年の信念によつてこれ以外に浮浪児を矯正する方法がないと断固たる決意を以て、参議院議員が来ようが、衆議院議員が来ようが私はこの方法によつて浮浪児を直して行くのだ、誠に頑強なところの説を唱えたわけでありまして、参りました我々一行として、直ちに監禁室に監禁して、長いものになると七、八十日かその窓といつてもほんの明りしか採れないところの薄暗い部屋に閉じ込めて、丁度刑務所の生活と同じような方法を採用しておる、一日も早く解放するようにと申し傳えたのですが、どうしても頑強にして聞かなくなつたのであります。これは一應児童福祉法の根本的な法の意味を十分に了解でき得ないやり方である、こういうので静岡縣に滞りまして、縣廳において十分に知事並びに担当する担当官に対して我々一行から抗議と注意を申込んだわけでありまして、ところが静岡縣としましては、我々も長い間いろいろ研究しても、どうしても当人の言う通りやる外はない、こういうのでありますので、これは滞りまして厚生省と十分に打合せの上、この児童福祉法案の眞の意味を徹底したい、こういうので滞つて参りましたから、厚生省の方にも十分その面についての善処方を我々としては申込んだわけでありまして、後程聞きましますといふ、我々がすでにその方法を取る前に、名古屋駐在の進駐軍から嚴

命を以て直ちに撤去しろという命令を静岡縣並びに養育の寮長に向つて指令が発せられて、三方原の養育の監禁室は鍵や鉄棒が取外されたといふことを新聞で承知しております。併しながら未だにこのときこの保護施設に関する点においては十分なる児童保護の目的が達成されない、又その係の者が十分にこの法を活かして行くといふことは、末端にまで行届かないといふことにつきます、我々厚生委員として、我々も誠に遺憾に存じた次第であります。冀くば厚生省といたしましてはこの法は單なる法律でなく、實際にこの浮浪児を一日も早く善良な児童に還す方法としては、愛の力以外にないやないか、こう思つたときに不法監禁といふような従来のやり方を以て行つては永久にこの法が活きて来ない、こう思ひますので、特に厚生省に對しては、この法の徹底した行き方に対して善処方を要する次第であります。特に私の見ました中で、静岡縣のこの三方原の養育のこの方向に對しましては、十分なる御注意を今後もお願ひしたいのであります。一應静岡縣における特殊な報告としまして、私の報告を終らして頂きたいと思ひます。

○委員長(根本重蔵君) この事情につきまして、その後どういふふうな事態が進展しておるか、本省と地方廳との間にどういふ交渉が行われたか、どういふような状態に變つて来たかといふようなことも承りたいのであります。報告をすつと済ました中で、後にこういう問題が外にもあろうかと考えますので、そういう折衝の時間を持ちたいと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 向この機会に皆さんにちよつとお語りいたしますが、高良議員が見まして、児童福祉委員の選定の件につきまして、一言発言の機会を與えて呉れ、こういう申出があります、如何いたしましたしうか。

○委員(根本重蔵君) 向この機会に皆さんにちよつとお語りいたしますが、高良議員が見まして、児童福祉委員の選定の件につきまして、一言発言の機会を與えて呉れ、こういう申出があります、如何いたしましたしうか。

○委員(根本重蔵君) 向この機会に皆さんにちよつとお語りいたしますが、高良議員が見まして、児童福祉委員の選定の件につきまして、一言発言の機会を與えて呉れ、こういう申出があります、如何いたしましたしうか。

は勿論のこと、その厚生委員でございませぬ者の中にも甚大なる関心を持つておる者がございしますので、この点特に御考慮願ひまして、厚生委員外からも婦人議員を御選定頂けますようにというのが率直な希望なのでございします。勿論厚生省の中央児童福祉委員に議員から御参加がありますかどうかは、當院の院議によることとございしますし、その当否につきましてもいろいろ御議論もあると存じますが、洵れ承りますところによりましますと、行政當局の方におきまして、この福祉委員には議員から入つて貰いたいといふ希望もあられるやうであります。併しながらこれは厚生委員に限つたことはおありにならないのではないかと私共考へるのございまして、皆様の廣く御理解を以ちまして、婦人の議員にしてこの厚生委員に加つて皆様に御一緒にしたいのであります。人員の制限上入れない議員が沢山ございしますので、その点からいたしまして、是非一つ婦人議員の中からできるだけの方面に関心をもち、又特殊な技能を持つております者がございましたらば、御採用願ひたいというのが婦人議員の要望でございします。これは衆参兩院の婦人議員の要望でございまして、皆様が御了解頂きましたならば非常に仕合せと思ひます。尚さういふ意思表明も亦社会の母親からも沢山ございしますので、一應この際委員会に申上げて置きたいと思ひます。

○委員長(根本重蔵君) 向この機会に皆さんにちよつとお語りいたしますが、高良議員が見まして、児童福祉委員の選定の件につきまして、一言発言の機会を與えて呉れ、こういう申出があります、如何いたしましたしうか。

○委員(根本重蔵君) 向この機会に皆さんにちよつとお語りいたしますが、高良議員が見まして、児童福祉委員の選定の件につきまして、一言発言の機会を與えて呉れ、こういう申出があります、如何いたしましたしうか。

○委員(根本重蔵君) 向この機会に皆さんにちよつとお語りいたしますが、高良議員が見まして、児童福祉委員の選定の件につきまして、一言発言の機会を與えて呉れ、こういう申出があります、如何いたしましたしうか。

け、或いは鉄格子を嵌めて、そうして
当人の性格を十分に矯めてから軟禁の
取る前に、名古屋駐在の進駐車から殿

たいと思います。
それから向この機会に皆さんに御紹

の児童福祉の法案の実施及び福祉委員
の選定には婦人議員の中から厚生委員

ありになります。これは了解いたしま
すけれども、折角法案ができてしまし
ても、そういう施設がなく児童保護を
やつて頂きますことは本当に空に向つ
て夢を聞くことでもございまして、
このままでは私共児童を代表し、
母親の願いを代表いたします者として
誠に心もとなく、又この一年これで我
慢をして行くかと思ひますと、浮
浪児、孤児又は乳幼児の実情からいた
しまして寒心に堪えないものがござい
ますので、特に皆様のこの児童福祉
法案の予算につきましても増額の御
運動を、この際大蔵省に向つて強力に
お進め願ひたいという事を、更に附
加してお願ひする次第であります。

○政府委員(赤松繁子) ちよつと今
のことにつきまして申し上げたいので
すが、只今高良委員の御発言に對しまし
てちよつとお答え申上げ、又私の考え
ておりますこともちよつと申し上げたい
と思ひます。

○政府委員(赤松繁子) ちよつと今
のことにつきまして申し上げたいので
すが、只今高良委員の御発言に對しまし
てちよつとお答え申上げ、又私の考え
ておりますこともちよつと申し上げたい
と思ひます。

でございまして。まだ最後の決定に至つ
ておりませんので、中央及び各府縣の
この委員会に是非そういう母性の参加
を私は切に希望し、努力もして、そ
の実現に努力いたしたいと考えておる
次第でございまして。申すまでもござい
ませんけれども、中央におきましてち
よつと選挙事情をいろいろ伺つて見ま
すと、名実備わるといふような考え方
を今尚持つて御選考があつたようでござ
いまして、私はもう名……そういう
名前というようなことを考える時代で
なくて、本當に勤める人、本當に考え
てゐる人、本當に熱情を持つてゐる
人、そういう勤める人を中心に重点に
置いて、こういう委員の選び方をしな
ければならないと特に考えておる者で
ございまして。

それから予算につきまして、も仰せ
の通り國家財政の危局に際しまして、
十分なるものが取れないことはお互に
遺憾でございまして、これから本當に
文化國家の建設のため、厚生行政文教
行政が基礎にならなければならぬとい
う考え方に段々変えて行く上におき
まして、この増額を私は極力努力い
たしまして、せめて各府縣に新らしい
ものが一ヶ所ずつは創設されましくら
いのものを努力して獲得いたしたいと
存じております。そのためには今の例
られましたが倍額、せめて五千万
円くらいは何とかして努力して取りた
いと考えております。ちよつと申上げ
て置きます。

○委員外議員(高良とみ君) その只今
の母性を参加させますことは、實際に
母親から我々婦人議員が相談を受ける
ことが非常に多いのでございまして、
子供を産むのにも母子寮がない。或い
は子供を預けて働かなければ食えない
という引揚者職災者その他の婦人の相
談を始終受けておるのであります。か
ら、それには、その施設に對して道案
内いたし、又児童局の働きを紹介い
たしますために、どうしても中央の
みでなく、地方の婦人がこの児童福祉
委員にも、できるだけ母親又は婦人の
方を動員いたして頂きますで、勿論婦
人達はいろいろ引込思案でもあり、又
家庭の仕事でございまして忙がしいの
でございまして、この際婦人に
この福祉法案を通して、政治への責任
と義務を果させて頂きますことに
は、又児童に對する施設行政が遅れる
のではないかと、又更に予算につきま
しては、皆さんも御案内と存じます
が、今回五千万円のみ施設費としては
児童局に許されたのであります。全
体の六億の施設の中から五千万円の許
可ということに対して、福祉委員が、
この厚生委員が、そのまゝ見過しに
できないことと勿論思ふのでございま
して、厚生省の説明を聴きますと、そ
れは只今経費としての基準の研究中だ
から、基準が決つたならばもう少し追
加として要求すると仰せられますが、
追加予算をちよつと追加されます
らしいの類では、とても福祉法を満足に
実施はできないのでありますから、皆
様御承知と思ひますが、どうぞ十分御
検討をお願いしたいと思います。

○委員外議員(高良とみ君) 有難うご
ざいます。

○委員外議員(高良とみ君) 有難うご
ざいます。

○委員外議員(高良とみ君) 有難うご
ざいます。

○委員外議員(高良とみ君) 有難うご
ざいます。

○委員外議員(高良とみ君) 有難うご
ざいます。

○委員外議員(高良とみ君) 有難うご
ざいます。

○委員外議員(高良とみ君) 有難うご
ざいます。

○委員外議員(高良とみ君) 有難うご
ざいます。

○委員外議員(高良とみ君) 有難うご
ざいます。

○委員外議員(高良とみ君) 有難うご
ざいます。

○委員外議員(高良とみ君) 有難うご
ざいます。

○委員外議員(高良とみ君) 有難うご
ざいます。

○委員外議員(高良とみ君) 有難うご
ざいます。

○委員外議員(高良とみ君) 有難うご
ざいます。

○委員外議員(高良とみ君) 有難うご
ざいます。

○委員外議員(高良とみ君) 有難うご
ざいます。

○委員外議員(高良とみ君) 有難うご
ざいます。

○委員外議員(高良とみ君) 有難うご
ざいます。

○委員外議員(高良とみ君) 有難うご
ざいます。

○委員外議員(高良とみ君) 有難うご
ざいます。

○委員外議員(高良とみ君) 有難うご
ざいます。

○委員外議員(高良とみ君) 有難うご
ざいます。

改善すべき点のあることは言うまでもありません。現に私共の行つて見ました時には、精神病者が病院の廊下にベツトを並べて寝ているというような状態であるのであります。而もその患者の中に結核患者がおります。これを隔離することができないで、皆な一緒にいるという甚だ寒心すべき状態であるのであります。これらの点に關しましては、是非厚生省において然るべく処置すべきものであると考えるのであります。

尚唐津地方は虹の松原、鏡山、松浦灣等一帯の長勝の地でありまして、名護屋城址等があらはれて、これが國立公園に指定されることを地元の人々が非常に熱望しておつたことを附加して申上げて、簡單でありますがこの報告を終ることにいたします。

○委員(熊本重蔵君) 次に内村委員から長崎縣の報告を伺います。

○内村清次君 三月六日、七日の長崎縣における視察状況を報告いたします。

私は長崎縣の厚生並びに衛生行政の状況を次の三つの角度から視察したのであります。その一つは關係法規の普及徹底の状況、特に第一回國會議に審議可決しました法規の浸透状況、縣行政の機構の合理性、その二つは行政の効果及び現在困難している問題及び將來への希望の点、その三つは縣の特異性と各社会施設の実施状況等でありました。

第一の点は、關係官の熱意ある指導、連絡、普及によりまして、他縣同様極めて効果あるところの実績を示しております。

第二点であります行政の効果は、

原子爆彈の被害地でありまして、最災都市でも相当被害の甚大でありました本縣が、著しく復興されております現状でありますことは、特に意を強くしたわけでありまして、縣財政の窮乏しているにも拘らず、厚生關係に對するところの予算が歳出予算の十強、衛生關係が四強で計上していることにつきまして、本縣の熱意の程度に對しまして非常に意を強くしたわけでありまして。特に本縣が衛生行政に困難をしているという点を綜合して述べますと、先ず結核患者の増加であります。

これはやはり日本の同病患者の増加率に對しまして本縣も非常に増進しておりますが、この予防にいたしましてはBCGの接種、これが學生に對しては辛うじて実施せられておりますが、工場事業場及び鉱山等に對しては実施されておらないという点であります。これは政府は速かに液の増配をなすべきであると認めました。

それから水道衛生であります。上水道は長崎、佐世保、諫早市共に水の不足に悩んでおりまして、僅少の時間給水によつて市民は困憊しているという状況であります。この消毒に要するところの晒粉の四半期分、即ち七ト五というものがまだ到着しておらない状態でありまして、この点も厚生省の方で早く一つ面倒を見て貰いたい。

第四に医薬品衛生材料であります。医薬品の配給状態は概して順調であります。併しながらが、脱脂綿の配給が昨年八月に配給されたのみで、現在まで入荷しておらないというような状況であります。

次に、國民健康事業状況は、これは

やはり全國的傾向でありまして、本縣は僅かに十四歳の組合が動いているという状態でありまして、これもやはり國民健康保険法の根本的な改正をする必要があると認めました。

それから生活保護法の実施状況であります。これはやはり給付、寄附金に足りないことは等しく認めるところであります。特に行路病人、行路死、亡人の取扱法、現在純經費で賄つていくことを、これを生活保護法により統合してやつて行くべきが至当でないかと、こういうふうに考えたわけであり

ます。それから住宅問題につきましても本縣がいわゆる原子爆彈の被災都市であるという点からして、住宅問題に關しては特に關心を置いておつたわけでありまして、第一次建設五ヶ年計画を樹立しておつて、著々進行はいたしておりますが、とにかく陸路は平面面積が少い、立地建築をしなければならぬ。こういうようなところに陸路があるように見受けたわけでありまして。

翌日の七日に各施設を視察をいたしましたのであります。向陽寮、これは戦災孤兒收容所であります。又開成学園、これは救護院であります。又マリア園、これはカトリック系のいわゆる戦災孤兒を收容しているところであり

ます。それから諫早の飛行場跡の引揚者住宅施設視察であります。それから小濱の保健所、この施設を見たわけでありまして、この中特に感じましたことは、小濱の保健所、これは國立保健所として又温泉療養所として完備した設備を持つてゐる。これを同地方においても医療機關が十分でない。これをどうしても高度に、いわゆる利用した

ならば地方住民の恩恵というものは非常に大ではないかというように、こういうふうにも認めたわけでありまして、特にこの陳情書は、これは國會議に對しても出してありますからして、又別の審議をお願いしますが、特にこの小濱の療養所を獨立にして貰いたいという要望が非常に強かつたわけであり

ます。それからこの所の拡充をいたしまして、外科専門及び婦人科、小兒科の増設をして貰いたいという要望が強かつたわけでありまして、特にこの收容患者の中の四十六名中に、生活保護法に適用する者が十六名おつたのであります。この声としては、やはり先

程申しましたような費用の増額を非常に要望しておるし、又傷兵軍人は無料治療を実施して貰いたいということ。これは非常な強い切々たる希望を持つておるわけでありまして。この点につきましては、我々も同感しておりますからして、政府は一つこの点について希望の達成されるように努力をお願いする次第であります。

それから以上によりまして、まあ大休他縣の報告と重複しないために簡略にしたわけでありまして、この長崎縣は厚生及び衛生行政の全般に對しては、非常に熱意があるという点を十分認めて来たわけでありまして。以上簡單ですが、報告に代えます。

○委員(熊本重蔵君) 次に、小林委員から熊本縣の状況をお願いいたします。

○小林勝馬君 熊本縣の御報告を申し上げます。

本縣におきまして昭和二十三年度の予算は民生部關係七千四百九十八万余円でございまして、總予算の九・六%

衛生部關係におきましては一千七百三十八万余円でございまして、總予算の二・二%でありまして、これを以て万全とは申されませんが、他府縣に比べて非常に良好のうちに拜見して参りました。

尚縣当局においても、厚生事業關係に對しまして相当重視されておることを知りまして、私共といたしましては慶賀に堪えないところでござい

ます。縣下におきます状況を各別に視察いたしますのに、縣におきましては、兒童課の設置を他府縣に率先して設置せられて、兒童問題及び産婦等々の福祉に關する業務を開始せられて、幾多の問題の解決に當られておる状態でございます。國民医療に關しては、本縣下におきましては無医村は一つもない状態でございます。國民千名につき一人当りの割合の醫師を配して、医療に従事しておるよう

でございます。民生事業に關しましては、大休良好のようでございますが、医療扶助の医療券の発行高におきまして、他府縣に比べて非常に僅少でございます。政府に返却するものが五十%以上という状態でございます。これは注意を要するものと私共は存する次第であります。

尚生業資金に對しましては、現在五千円限度を、五千円では何ら生業が立たない。現在のインフレ下におきましては最低一万円くらいに引上げて貰いたいという要望が非常に強かつたようであります。

住宅問題に關しましては、相当努力せられて、遊休邸宅の解放等に手を着けておる状態でございますが、尚不足戸数は十三万戸に及ぶよう

第二点であります行政の効率は、

状況であります。

次に、國民健康事業状況は、これは

いとも医療機関が十分でない。これをどうしても高度に、いわゆる利用した

予算は民生部関係七千四百九十八万を

を着けておる状態でございますが、

尚不足戸数は十三万戸に及ぶよう

ございました。現在の臨時建築等制限規則の改正によりまして、煩雑な手続を簡易化して、戸でも多く造るようによつて貰いたい、向一方農地法に対する住宅敷地法のごときものを是非とも国会において設けられて、住宅用の敷地の取得に対する問題を解決して貰いたいという要望がございました。

向、官民懇談会におきましてはいろいろ御意見も出たのでございますが、特に民間側の要望を申し上げますれば、住宅問題に對しましては、復興院の地方出張官廳の許可が数日を要しまして、非常に困却しておる状態で、許可の迅速を希望せられたのが多いようでございます。それから民生関係におきましては、現在の民生委員の手当は交通費の殆んど何パーセントぐらいにかからないと、現在のこのインフレ下におきます車馬費その他の問題につきまして、これを政府当局において交通費全額ぐらゐは是非負担して貰いたい、こういう要望がございました。

は、医療関係者に対する配給品は、医薬衛生材料は勿論でございますが、白衣、履物、長靴、自轉車等の特に考慮して頂きたい、こういう御希望でございます。保健婦の方の御希望は、現在の俸給ではどうしてもやつて行けないから、保健婦の増額を願つて、一切國庫負担にして頂きたいという御希望でございます。鍼灸、あんま師会におきましては現在一定の教科書というものがなく、この教科書の制定と再教育の制度と、それから盲人に対する特に点字用紙の配給を要望せられたのでございます。それから助産婦その他の会から特別にお願いがありましたが、一般鍼灸に對しましては赤ん坊

のベットの全国的に設置するように、法的にこれを定めて貰いたいという特別なお願ひがございました。向本縣におきましては、この外に学童その他に對しまして結核の予防検査を施行しておりましたが、この際陽性の人の全部の写真を撮つておる、これは全国的にもまれであるというくらいに自分達は思つておるのだということで、非常に興味を持つてこの問題をやつて行くというようなお言葉がございました。

大体以上のような状態でございまして、内容によりまして是非共当局の御善処方をお願いする次第でございます。以上でございます。

○委員長(塚本重蔵君) 次に、今泉委員から鹿兒島縣の報告を承ります。今泉政務官 私は鹿兒島縣の担任でございまして、簡単に御報告いたします。我々一行は十一日午前鹿兒島縣廳に参りまして建議を聴取いたしました。次に僅か半日の間を、日本における最も有名であるところの癩病患者の收容所である星塚敬愛園を視察いたしました。それが我々の鹿兒島における最大の目的であつたわけでありまして、その敬愛園において、收容されておる患者の希望陳情がありました。この癩收容所において特に感じたのは既婚者が二百六十四夫婦ありまして、その中に單房が、つまり四半にいたる夫婦が二十四名あるだけで、十二學級に四夫婦ずつ同居してあり、外は全部犬猫同様の生活に對して是非單房のお世話をお願いしたいということを代表者から希望が出られました。我々はその状態を見て非常に同感を覚えたのであります。甚だ簡單でありますけれども、更に機会を得て詳しく御報告することにいた

しまして、時間の制限を受けましたので甚だ簡單でございますが。

○中平孝太郎君 ちよつと敬愛園につきまして、今泉委員のおつしやつたことについて少し補足して置きたいと思ひますが、もう時間はありませんか。

○委員長(塚本重蔵君) もう少しで速記がなくなりましてから、速記は十二時で打ち切りたいと思ひます。いざれ又後の機会です。それでは中部の視察の報告を姫井委員からお願ひしたいと思ひます。

○姫井伊介君 院議に基きまして中部地方厚生狀況視察班は草葉、千田、小杉、井上及び姫井の五人の委員でありまして、それに本院の木村専門調査員及び岡主事と一緒に去る三月十三日から三重縣、愛知縣、静岡縣の各地方を視察し私共同十九日帰院いたしました。その視察に計画いたしましたその個所に懇談会等二十七に亘つての事柄は別紙に譲りまして省略いたします。この視察に際しましては予て計画の調査要目によりましたが、向できるだけ廣く民間の実情並びに要望を知るため各地における座談會、懇談會に出席いたしまして短時日ではありましたが、各種の問題についての官民のそれらの意見要望を聞き、事件によりましてはできるだけ現場において即座に解決の方法を取りました。幸い政府からは厚生省の事務官二名、又地元地方廳及び市町村の關係吏員が同行又は同席されましたので、各班の処置がことに円滑に行われ、好都合でありました。向私共視察班は便宜上三名の主査を定めまして、各縣を分担主査の任に當るこ

といたしました。即ち三重縣姫井委員、愛知縣草葉委員、静岡縣千田委員、それ／＼各縣の主査より報告を願つておりましたが、今日は草葉、千田委員が支障欠席のため、私より全部纏めて御報告申し上げます。向その報告の要領をいたしましては、調査要目の項目に従ひまして、縣別、或いは視察別に概況を御報告申し上げます。

第一は、厚生及び衛生行政に關する地方機構であります。これは文書によりまして報告いたすこととしたので省略をいたします。ただその機構上の關係から附加して申し上げたいことは、行政の不統制による欠陥であります。その一つは兒童福祉法關係におきまして、民生部と衛生部との間に事務の混亂が生じ、縣廳内において一つの争ひを生じておつた事例が即ち愛知縣であります。

二は、水道の復旧工事を進行する上において、建設院と厚生省衛生局との二元行政のために、地元廳、市行政又混亂に陥り、非常に困つておつたことがあります。

更に労働行政につきまして、縣吏員の職員組合が、縣事務機構及び人事権に介入する権利を主張いたしまして混亂をいたしておりました事例があります。即ちそれは三重縣であります。

第二は、新しい法律の実施狀況についてであります。その一つは、兒童福祉法で、本法施行後三ヶ月後の今日、まだ施行令並びに施設の最低基準が出ておりませんのみならず、本法施行の精神がよく透徹しておりませんので、施設は旧態そのまゝの精神内容が現われておる。甚しいのは、本法の立法当

時、本院において特に強調された事柄が全く正反對の現実を示しておる例があつたのであります。向本法關係施設視察に對して、たゞ／＼静岡縣における問題は、先程千田委員から御報告ありましたから省略します。その二は、災害扶助法、特に本法による資材の備蓄について、行政並びに施設上の不完全なることが指摘されます。赤十字社の災害時非常裝備に關する用意が不完全であることも地元から声が挙つております。その三、日本医療團解散後の処置狀況、これは地元優先還元の問題が尙未解決の狀態にあるのであります。原因の多くは、評價價額の点にあると思ひます。その四、保健所法、本法成立當時の企画はまだ殆んど実施されていなかつたのみならず、震災により失つた保健所の復旧は殆んどできておりません。予算の計上は全く名目だけに終つておる状態であつて、無医村問題は尙更に解決の曙光すら見えていないところがあります。その五、保健婦、看護婦は徹底しておる、又現在動めておる者も漸次退職する傾向にあります。この原因は、申すまでもありません。予算計画と同時に処遇問題が主なものだらうと思ひます。

三は、結核予防の問題 BCG の接種運動が漸く緒についた模様であります。療養所は國立か、地方府縣立か、どれの制度にすべきや、各地方とも相當議論されております。けだし財政企画と相俟つて、厚生施設上檢討を要する点であります。現在收容患者の多くは旧軍人患者であるが、一般患者も漸くその利用をしておる状況であります。死亡率は非常に高い率を示しておりますが、これは入院者が、相当病

第七部 厚生委員会會議録第三号 昭和二十三年五月六日【參議院】

七

勢の尤進した患者が治療本位で長期入院をするための現象と認められます。

療養所、サナトリウムは軽度の患者が國病生活の訓練を得得る場所であるといふところまで進まねばならぬと思ひます。入院患者共通の悩みは、生活保護法による医療費補助が、患者の住居地町村における負担金制度のため、町村がなか／＼補助の取計をしなくては困つておるのであります。これは患者、病院双方に多大の影響を與えております。又國費支弁の交付金が非常に遅れてゐるが、地方に甚だ弊害の伴つておる例も多いことは申すまでもありません。

第四は、性病予防の問題であります。社会生活の混亂と道義の問題は、種々な事象を伴つておりますが、性病問題はここに多大の關係を示してあります。性病届出の問題はなか／＼実行がむづかしい模様で、いわゆる素人療法の横行の結果、傳染治療共に現在公衆衛生上の重大問題であります。接客業者の更正に関しては、小規模の施設実例を見ましたが、全般に觀察しては殆んど見るべき施設はありません。

第五、都市衛生問題、大多數の都市が戦禍を受け、この問題は殆んど未着手と言つていい状態でありまして、上下水道、清掃事業において殊に甚だしい状態にあります。これは都市計画に關する企画及び行政系統がまち／＼であり、資材が不十分且つ配給不円滑であることが大なる原因である。例えばさつき申しました建設院と厚生省の二元行政がその例でありまして、更に都市計画、厚生工学の問題が特に綜合企画に重要な地位を占めることが望ましいのであります。

第六、病院診療所等の問題、病院診療所等施設は甚だしい不足を告げております。これは必ずしも病人が多くなつたためといふのでなく、施設が不足なのである。設備、資材、藥品、患者の処遇が眞に困難な状態にあります。医師もその事業を行うに非常に困つておる状態にあることは、十分檢討を要する重大な問題であります。國立病院における例といたしまして、職員待遇の問題がありますが、詳細は略します。

第七、衛生組合、社会保険組合の問題、衛生組合は殆んど不振の状態にあります。衛生組合は本質的に単一の組織として從來の活動に委して置くか、或いは社会保険組合等の、即ち國民協同組合との有機的組織化に整理して、その機能を發揮させるか、即ち公衆衛生確保の協同組織として發達せしめるかどうかは、十分檢討を要する問題だと思ふのであります。健康保険組合は例外なく維持困難に陥つてゐることは、先程御報告のあつた通りであります。殊に國庫交付金の支拂遅延が組合経理上の難関の一つとなつておるとは申すまでもありません。この制度の改革は痛烈に要望されております。

第八、優生問題、愛知縣における座談會に際し本問題が話題に上りました。その節の要旨は、優生保護制度を確立されたいといふことであります。

第九、藥品衛生資材の問題、藥品の拂底、粗悪品の横行氾濫、高價等が主要点でありました。ベニシリンの増産と廉價配給、サントニンの配給看護衣、繻帶、衛生綿等の配給が要望されております。

第十、生活保護法、これについてはいろいろの問題があります。その一は地方財政窮乏の折柄、地方負担の制度を止めて全額國庫負担として貰ひたいとの希望が多かつたのであります。医療費の点において長期疾患者の困難を招いてゐるから、せめて医療費だけでも全額國庫負担にして貰ひたい。その二、保護費の交付が非常に遅れて困つておる。又市町村では國庫補助金の交付が半年くらゐ遅れるので、本法が運用できない状態であるとの実例があります。その三、民生委員の生活指導は十分であると思われず、その四、保護費扶助額の標準限度を引上げて貰ひたいとの要望。その五、現在の生活保護の中の扶助種目がありますが、その外に教育扶助を認めて貰ひたい。その六、住宅扶助を認めて貰ひたい。これはいろいろの理由がありますが、略します。

第十一、民生委員制につきまして、民生委員の活動が十分でない、ケースワークとしての働きが十分でないことは申すまでもありません。丁度民生委員は改選中であつたのであります。民生委員法制定に際しては公選制に反對するとの意見が民生委員代表者から出ておりました。その三、民生指導専任職員制を設けて貰ひたいといふことでもあります。即ち民生委員制度を徹底せしむるために、例えば児童福祉司といふような性格を持った民生保護司といふようなものが必要ではなからうかといふ要望であります。

第十二、私設社会事業につきましてであります。その一は、公私共に社会事業の分布は全く自然発生的に散置散在されたままであります。その地方

性、民度、保護対象等に関して、社会福祉事業が何の組織も企画性もなく、科学性が欠けておる。かように任意的に自然発生のまま、ただ散在孤立する社会事業施設は、民衆の利用には極めて不便な存在であつて、施設経営者の苦心經營に反比例した実績があるものであります。従つて社会事業の機能は旧來より一歩も前進してゐないのみならず、戦災による施設の復旧すらできていないのに、対象の数も種類も甚だしい増加を示しておる。これは社会福祉施設樹立上の重要問題の一つであると思ひます。施設における保護指導は、少數の例を除いては、概ね良好とは言へません。殊に母子寮、授産施設、児童保護施設等の改善を要すべき実例が多かつたのであります。甚だしいのは建物及び設備が相當の施設であつて、その活用及び事業活動が殆んど停頓しておる実例もあります。又従事者その人がその施設に適するか否かのことが全く無視されて、單に役人が差し繰つて補充されておるに過ぎないといふやうな例もあるのであります。社会事業は例外なくその事業に従事する人材が適所に活動するか否かで決する事業であることを、施設上十分考慮されなくてはならないと思ひます。その三、経営状況は例外なく赤字であつて、その補填の途は寄附金にあるのであります。それが現在においては共同募金の適正配分に依つて外ないと思ふのであります。その四、従業者の処遇問題は、あらゆる事業に比較して、その最低級にある。收容施設において被收容者用、事業専用の物資が従事者に横流しされておるといふ流言の起るのも、この辺に何かの消息が窺われるのであり

ます。その五、授産事業用の原料物資の問題も又なかり重要な問題であります。作樂品の選定が殆んど旧態そのまゝの選定方法であつて、殆んど今日の我が國の生産經濟上の考慮が拂われていないといふやうな例も少くありません。作業労働の状態は、労働基準法運用上においても、再檢討を要する例が多くありました。その六、施設相互間を連絡し、これをその地方性及び民度並びに対策と勘案して、適正な社会福祉企画を定めて、その機能を發揮せしむる活動を期するといふことは、最も重要な問題であります。この部面は殆んど全く欠如しております。これはこの前号の一において指摘した通りに綜合企画性がないのと、社会福祉に關する組織的活動が欠けておるためであります。その七、社会事業關係の全國的團體が旧態そのまゝに存在しており、放置されておるので、これらのものは任意的に旧態そのまゝの機能を以て、社会事業界に主座を占めんとするたため、甚だしきは巨額の資産を擁し、その施設は又多額の予算を計上し、大規模な事業計画をなし、これを生活保護法による施設として、共同募金の大部分の配分を優先確保に努めるという弊害も見逃すことはできません。よつて社会事業に対しては國の認可制度を確立し、不適正の團體を整理すると共に、適正のものを助長振興する方途が必要である。又我が國社会福祉組織を定め、それに伴つて社会事業中央各團體の適正なる整理を断行することが強く要望されております。

第十三、共同募金について、募金は各地方いすれも好成绩であるが、目下配分が問題であります。その一、適正

計画に、厚生工學の問題が特に綜合企
面に重要な地位を占めることが望まし
いのであります。

廉價配給、サントニンの配給、看護衣、
繻帶、衛生精等の配給が要望されてお
ります。

であります。その一は、公私共に社会
事業の分布は全く自然発生的に散在
されたままであります。その地方

第十三、共同募金について、募金は
各地方、いずれも好成绩であるが、目下
配分が問題であります。その一、適正

配分が期待される通りに行われるか否
か。その二、次年度の募金が果して今
年度同様の成績が期待できるかどうか
か。その三、共同募金に法的根拠を附
與することがいかにどうか。右がいず
れも十分なる検討を要する重要条件で
あります。この際特に強調したい点
は、共同募金遂行に当つての連合軍の
多大の援助に対して清腔の感謝を捧げ
たいということ、又社会事業遂行に当
つての救護物資特配に關し、ヲラ救護
中央委員会を通じ、同委員会に対し深
基なる感謝を捧げたい。誠にこの共同
募金とヲラ救護物資とは現在我が國社
会事業遂行上の唯一の力であつて、又
それが基礎であることが各地方の現実
が最も雄弁に証明しております。その
他の問題は、社会事業従事者、即ち適
材適所の活動に期待しなければならま
せん。

第十七、民生の安定について、國土
の荒廢と民生の混乱は、各地方とも尙
痛歎に堪えない現状にあります。併し
各地方共に新日本建設のために、民主
的な起ち上りを示しつつあることは確
認されます。要するに、諸般の國政が
まだ混沌たる状態にあることが、即ち
如実にこの民生の状況において実証さ
れるものであつて、速かに政治の十分
なる検討を盡し、施策の徹底を図るこ
とが緊切であると痛感されます。就中
憲法第二十五條の民生安定の基本要目
であるところの、社会福祉の徹底、社
会保障制度の確立及び公衆衛生の普及
徹底は、各地方の実情に照らし、極力
に速かに断行せらるべき緊要の國策で
なければならんと認めたのでありま
す。以上報告を終ります。

委員外議員
池田宇右衛門君
高良 とみ君
政府委員
厚生事務次官 赤松 常子君
（厚生事務官） 小島 徳雄君
二月二十四日本委員会に左の事件を付
託された。
一、旧住宅當國經營住宅処分に関する
請願（第二百四十五号）
一、民生委員制度改正に関する陳情
（第百三十三号）

東京都千代田区神田保町二ノ
七財團法人全日本民生委員連盟
原泰一
この陳情の趣旨は、第五十七号と同じ
である。
二月二十八日本委員会に左の事件を付
託された。
一、旧住宅當國經營住宅処分に関する
請願（第二百六十四号）
一、住宅建築促進に関する陳情（第
百九号）
第二百六十四号 昭和二十三年二月
十八日受理
旧住宅當國經營住宅処分に関する請願
請願者 東京都中央区小川町三
ノ二 深川武外二百四
十八名
紹介議員 三木治朗君
この請願の趣旨は、第二百四十五号と
同じである。
第二百九号 昭和二十三年二月十七日
受理
住宅建築促進に関する陳情
廣島縣縣内議會事務局 檜山 柚
四郎外九名
戦災その他のために、多数の住宅が破
害を受け、被災者の多くは、住むに家
がなく不安な日常生活を續けている反
面や、建築に多量の資材が消費せられ
ていることは遺憾であるから住宅建築
用資材を確保して住宅建築を促進せら
れたいとの陳情。
三月五日本委員会に左の事件を付託さ
れた。
一、生活協同組合法制定反対に關す
る陳情（第百三十三号）

一、藥務局設置に関する陳情（第百
四十六号）
第百三十三号 昭和二十三年二月二
十三日受理
生活協同組合法制定反対に関する陳情
宮崎市高千穂通三ノ一九九宮崎
縣商工会議所連合会内 日高三
郎
近く制定される生活協同組合法は、中
小商業者の生活に不安を與え、また地
方的ボスの勢力を助長して、産業の再
建を阻み、國民大衆の消費生活を困難
にするから、本法の制定には反対する
との陳情。
第百四十六号 昭和二十三年二月二
十八日受理
藥務局設置に関する陳情
岡山市七日市一六七 山口百治
從來厚生省では直接医療に関する面を
主体にし、藥事方面を従としていた感
があり、藥事方面の行政には、新味も
企画性もない状態である。これでは藥事関
係に対する福祉的保護もなく、又國民
の健康増進上の施設も空虚なものにな
るから藥事行政の充実強化を図るた
め、藥務局を新設せられたいとの陳情。
三月十六日本委員会に左の事件を付託
された。
一、恩給並びに扶助料の増額に關す
る請願（第百二十三号）
一、國民健康保險制度改正に關する
陳情（第百五十七号）
第百二十三号 昭和二十三年三月
六日受理
恩給並びに扶助料の増額に關する請願
請願者 福岡市海洲町福岡縣教
育会内 井口末吉外八
百八十八名

第十五、未亡人援護問題、母子寮の
増設、これはその一であります。その
二、保育所の増設、その三、適性授産
による生業輔導、現在特に右の諸点に
關して各地とも熱烈に要望してありま
すが、産業の振興と伴つて、漸次その
線に沿つて授産事業を進めんとする機
運にあることは喜ばしいことでありま
す。その例の一つは静岡縣の井天島の
施設であります。

第十六、住宅問題、その一、資材の統
制緩和方を要望している。その二、住
宅解放問題は却て問題を生じつつあり
ます。詳細は略します。その三、木材
と共に硝子、セメント、釘等の建築資
材の配給の要望が熱烈であります。要
するに住宅対策は、民生安定の基本要
件の一つであり、現下最も緊急の事件
であることは申すまでもありません。

（速記中止）
○委員長（塚本重蔵君） 速記を始め
て。それでは本日はこの程度で散會
いたします。次回は公報を以てお知らせ
いたします。
午後零時十五分散會
出席者は左の通り。
委員長 塚本 重蔵君
理事 今泉 政喜君
委員 谷口彌三郎君
内村 清次君
中平常太郎君
三木 治朗君
木内キヤウ君
小林 勝馬君
藤森 眞治君
小杉 イチ君

紹介議員 三木治朗君
旧住宅當國經營住宅の処分について、
政府の方針は、最低生活も保障されて
いない、全國六万三千戸の居住者の居
住権が侵害され易い方法であり、その
上これ等の住宅は今後多額の維持費を
必要とするので居住者には重い負担で
あるから請願書記の事項を実現せら
れたいとの請願。
第百三十三号 昭和二十三年二月十四日
受理
民生委員制度改正に関する陳情

九

第七部 厚生委員会會議録第三号 昭和二十三年五月六日【本議院】

紹介議員 矢野西雄君外一名

近時物價は六十五倍に暴騰し、生活費も激増してきたので俸給資金諸手当等の給與は三十五倍に増額されたにもかかわらず、恩給並びに扶助料はすえ置になつてゐるため、恩給受給者の生活は極度に困窮してゐるから現在支給額の三十五倍に増額されたいとの請願。

第百五十七号 昭和二十三年三月五日受理

國民健康保險制度改革に関する陳情

秋田縣北秋田郡東館村 佐藤孝憲法で保障されてゐる社會保障制度と最も密接な關係にある國民健康保險制度は、医療制度との不調和と政府の指導力の欠如のため深甚な動搖をきたしてゐるから医療制度との調和その他陳情書記載の諸点について措置を講ぜられたいとの陳情。

三月二十日日本委員会に左の事件を付託された。

一、國民健康保險制度改革に関する陳情(六件)(第百六十五号)

第百六十五号 昭和二十三年三月十日受理

國民健康保險制度改革に関する陳情(六件)

秋田縣北秋田郡七日市村國民健康保險組合理事長 千葉榮太郎 外五名

この陳情の趣旨は、陳第百五十七号と同じである。

三月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法の一部改正に関する請願(第百四十九号)

一、國民健康保險制度改革に関する陳情(二件)(第百八十五号)

第百四十九号 昭和二十三年三月二十日受理

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法の一部改正に関する請願

請願者 唐津市新町一四四九 藤本榮一

紹介議員 小林勝馬君

今回のあん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法について、(一)表題を「はり、きゆう、マツサージ師法」と改称し、(二)第一條において、あん摩とマツサージを別個にし、(三)第二條第二項中、学校又は養成施設の教科目中に病狀学(症學)候即ち診斷學を添入し、修業年数をマツサージ、あん摩共四年とし、(四)第七條に、あん摩業、はり業、きゆう業とあるのを、あん摩師、はり師、きゆう師とするように改正せられたいとの請願。

第百八十五号 昭和二十三年三月二十日受理

國民健康保險制度改革に関する陳情(二件)

徳島縣那賀郡富岡町長 澤田紋 外一名

この陳情の趣旨は、第百五十七号と同じである。

四月七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、模範社會事業都市建設に関する請願(第百六十六号)

一、厚生恩給法制定等に関する請願(第百七十五号)

一、國民健康保險制度改革に関する陳情(三件)(第百八十七号)

第百六十六号 昭和二十三年三月二十四日受理

模範社會事業都市建設に関する請願

請願者 廣島市役所内、廣島市社會事業協会長 多山 恒次郎

紹介議員 堀本重蔵君

廣島市の原爆による被害からの復興は容易ではなく現状はやみ市や営利會社、興業施設等には多額の金額が流通してゐるに反して、社會事業施設は僅かに戦災引揚等に關連した援護施設があるに過ぎず、今後平和都市として復興するには各種施設拡充の必要が痛感されるから廣島市を國費をもつて模範的社會事業都市として建設されたいとの請願。

第百七十五号 昭和二十三年三月二十五日受理

厚生恩給法制定等に関する請願

請願者 浦和市常盤町一ノ一〇 吉田謙二

紹介議員 平沼彌太郎君

戦時中軍人と文官等は、直接間接の別はあつても、ひとしく國家の公務に服してきたのに、現在文官等の恩給は支給されてゐるのに軍人の恩給は停止されてゐるのは、事情やむを得ないとはいへ不公平であるから、各種の恩給法扶助法を時代に即應せしめて厚生恩給法として、廣範圍に支給されるようにせられたいとの請願。

第百八十七号 昭和二十三年三月二十二日受理

國民健康保險制度改革に関する陳情(三件)

岡山縣久米郡三保村長 山本藤政 外十八名

この陳情の趣旨は、第百五十七号と同じである。

四月十日日本委員会に左の事件を付託された。

一、國民健康保險制度改革に関する請願(第百九十九号)

一、國民健康保險制度改革に関する陳情(六件)(第百一十号)

一、くづ織維の購入権附與に関する陳情(第百二十二号)

第百九十九号 昭和二十三年三月二十九日受理

國民健康保險制度改革に関する請願

請願者 佐賀市長 野口龍敬

紹介議員 小林勝馬君外一名

憲法で保障されてゐる社會保障制度と最も密接な關係にある國民健康保險制度は、現在実施面に幾多の不合理な点を有してゐるから、これを是正して保險制度の適正な運用を期するため、請願書記載の諸点について速かに適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第百一十号 昭和二十三年三月二十九日受理

國民健康保險制度改革に関する陳情(六件)

青森市大野字長島一青森縣國民保險組合連合會理事長 津島文治 九十五名

この陳情の趣旨は、第百五十七号と同じである。

第百二十二号 昭和二十三年四月二日受理

くづ織維の購入権附與に関する陳情

廣島市基町日本投票共同作業場協会内 渡邊礼市

戦災、引揚者及び生活困窮者に生業を

一〇

與えて、國民皆勞の指導を行い生業の増進に力を入れる授産場、共同作業所に、製品の原料となるくづ織維の購入権を附與されたいとの陳情。

四月十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、療術師法の制定等に関する請願(第百四十号)

一、國民健康保險制度改革に関する陳情(三件)(第百二十三号)

一、恩給及び扶助料増額に関する陳情(第百二十六号)

一、住宅建築促進に関する陳情(第百三十四号)

第百四十号 昭和二十三年四月五日受理

療術師法の制定等に関する請願

請願者 東京都千代田区内幸町一ノ二東拓ビル内全國療術協同組合内 守屋 榮夫 外七千四百九十五名

紹介議員 堀本重蔵君

國民の健康保持及び増進に多大の貢獻をしてゐる療術師(指圧、整骨、氣功、氣、光線、温熱、刺戟、精神)の地位を確立して社會的待遇を改善することは、われ等の多年の要望であるが、昭和十九年厚生省研究所では、わが組合員の業種中指圧だけが研究の対象とせられ、ついで昭和二十二年には研究所補助金額も削減される等、まだに療術師の職業的地位、自由及び團結権等も封建的な制度に拘束されてゐるから、政府は療術師法の制定等請願書記載各項の対策を講ぜられたいとの請願。

一、国民健康保険制度改正に関する請願(第三百四十九号)

一、国民健康保険制度改正に関する請願(三件)(第百八十七号)

(三件) 岡山縣久米郡三保村長 山本藤政外十八名

廣島市基町日本橋共同作業場 協会内 渡邊礼市 職災、引揚者及び生活困窮者に生業を

記載各項の対策を講ぜられたとの請願

第二百二十三号 昭和二十三年四月六日受理

國民健康保険制度改正に関する陳情(三件)

宮城縣伊具郡角田町國民健康保険組合理事長 廣岡政浩外百八名

この陳情の趣旨は、第百五十七号と同じである。

第二百二十六号 昭和二十三年四月七日受理

恩給及び扶助料増額に関する陳情 福岡縣議會議長 稻島稔

この陳情の趣旨は、第百八十一号と同じである。

第二百三十四号 昭和二十三年四月九日受理

住宅建築促進に関する陳情 岡山縣議會議長 友保知

この陳情の趣旨は、第百九号と同じである。

四月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、看護課設置に関する請願(第四百九十一号)

一、國立小浜温泉療養所拡充に関する請願(第四百九十三号)

一、國民健康保険制度改正に関する陳情(四件)(第百五十七号)

第四百九十一号 昭和二十三年四月十五日受理

看護課設置に関する請願

請願者 東京都目黒区柿ノ木坂 一八九 河村郁

紹介議員 井上なつみ君外二名

公衆衛生思想の普及と各種保健事業の運営のためには、保健婦の資質向上の

第七部 厚生委員会全議案第三号 昭和二十三年五月六日

要があるが、現在の身分待遇は余りにも低いから、この改善を計られたく、併せて厚生省並びに地方廳に看護課を設置して行政の一元化を期して、保健事業の有機的活動に備えられたいとの請願。

第四百九十三号 昭和二十三年四月十七日受理

國立小浜温泉療養所拡充に関する請願 請願者 長崎縣南高來郡小浜町 國立小浜温泉療養所長 堀谷王子郎

紹介議員 小林勝馬君外五名

長崎縣小浜町の國立小浜温泉療養所は、専ら外傷性傷病軍人の外科的治療に努力してきたが、終戦後は民間にも解放されて主として温泉療養を必要とする外科的患者の治療に當つてゐるが、温泉療養施設に乏しい折柄、この種治療施設の完備を図るため当地の療養所を拡充されたいとの請願。

第二百五十七号 昭和二十三年四月十五日受理

國民健康保険制度改正に関する陳情(四件)

鳴門市里浦町、里浦地区國民健康保険組合理事長 伊藤啓次郎 外十九名

この陳情の趣旨は、第百五十七号と同じである。

五月一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、業務局設置に関する陳情(二件)(第百九十八号)

一、生活保護法による基準額引上げに関する陳情(第百三十三号)

一、國民健康保険制度改正に関する陳情(四件)(第百三十三号)

第二百九十八号 昭和二十三年四月二十三日受理

業務局設置に関する陳情(二件)

鹿児島市西田町一八鹿児島縣藥劑師会長 小牧徳藏

この陳情の趣旨は、第百四十六号と同じである。

第三百号 昭和二十三年四月二十三日受理

生活保護法による基準額引上げに関する陳情

大垣市九ノ内町大垣市役所内大垣市民生委員会連合会長 山岸清九郎

生活保護法による現行基準額は余りにも低きに失して、扶助家族の全部が生活不能に陥ちいつてゐるから、最低生活が保障される程度にまで増額せられたいとの陳情。

第三百二二号 昭和二十三年四月二十四日受理

國民健康保険制度改正に関する陳情(四件)

鹿児島縣鹿児島郡西郷島村白浜國民健康保険組合事務理事 武定利外八百五十二名

この陳情の趣旨は、第百五十七号と同じである。

五月四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、墓地、埋葬等に関する法律案(第百五十六号)

墓地、埋葬等に関する法律案

第一章 總則

第一條 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、國民の宗教的感情に適合し、且つ

公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第二條 この法律で「埋葬」とは、死体(妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ)を土中に葬ることをいふ。

2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいふ。

3 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋葬し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいふ。

4 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋葬する施設をいふ。

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府縣知事の許可をうけた区域をいふ。

6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託を受けて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府縣知事の許可をうけた施設をいふ。

7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府縣知事の許可をうけた施設をいふ。

第二章 埋葬、火葬及び改葬

第三條 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定めがあるものを除く外、死亡又は死産後二十四時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠七箇月に満たない死産のときは、この限りでない。

第四條 埋葬又は焼骨の埋葬は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。

2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

第五條 埋葬又は火葬を行つとする者は、死亡地又は死産地、死亡地又は死産地の判明しないときは、死体の発見地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ)の許可を受けなければならない。

2 改葬を行つとする者は、省令の定めるところにより、死体又は焼骨の現に存する地の市町村長の許可を受けなければならない。

第六條 汽車その他の交通機関(船舶を除く。以下同じ)の中で死亡又は死産があつた場合において、その死体を埋葬又は火葬しようとする者は、死亡にあつては死体をその交通機関から降ろした地、死産にあつては死産を降ろした母がその交通機関から降ろした地の市町村長の許可を受けなければならない。

第七條 船舶の中で死亡又は死産があつたときは、その死体を埋葬又は火葬しようとする者は、その船舶が最初に入港した地の市町村長の許可を受けなければならない。

第八條 市町村長が、前三條の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を與えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

2 市町村長は、死亡若しくは死産の届出を受理し、又は船舶の船長から、死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた後でなければ、埋葬許可証又は火葬許可証を交付してはならない。

地以外の区域に、これを行つてはならない。

第九條 死体の埋葬又は火葬を行う者がなるとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

2 前項の規定により埋葬又は火葬を行ったときは、その費用に關しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の規定を準用する。

第三章 墓地、納骨堂及び火葬場

第十條 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、省令の定めるところにより、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廢止しようとする者も、同様とする。

第十一條 都市計画事業又は特別都市計画事業として執行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廢止については、主務大臣の決定をもつて、前條の許可があつたものとみなす。

2 都市計画法（大正八年法律第三十六号）第十二條又は特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）第五條の土地區劃整理の施行により、墓地の新設、変更又は廢止を行う場合は、耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第十七條第二項の規定にかかわらず、換地処分認可をもつて、前條の許可があつたものとみなす。

第十二條 墓地、納骨堂又は火葬場の經營者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所及び氏名を、墓地

納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に届け出なければならない。

第十三條 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋藏、收蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。

第十四條 墓地の管理者は、第八條の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、火葬場を廢止してはならない。

2 火葬場の管理者は、第八條の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、火葬場を廢止してはならない。

3 火葬場の管理者は、第八條の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、火葬場を行つてはならない。

第十五條 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。

2 前項の管理者は、墓地使用者、焼骨收蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に關係ある者の請求があつたときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。

第十六條 墓地又は納骨堂の管理者は、埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証を受理した日から、五箇年間にこれを保存しなければならない。

2 火葬場の管理者が火葬を行つたときは、火葬許可証に、省令の定める事項を記入し、火葬を求めた者に返さなければならない。

第十七條 墓地又は火葬場の管理者は、毎月五日までに、その前月中の埋葬又は火葬の状況を、墓地又は火葬場所在地の市町村長に報告しなければならない。

第十八條 都道府縣知事は、必要があるとき認めるときは、当該吏員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。

2 当該吏員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証書を携帯し、且つ關係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第十九條 都道府縣知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があるとき認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第十條の規定による許可を取り消すことができる。

第四章 罰則

第二十條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第十條の規定に違反した者

二 第十九條の規定する命令に違反した者

第二十一條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

一 第三條から第七條まで、第十二條から第十七條までの規定に違反した者

二 第十八條の規定による当該吏員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者、又は同條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

第二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附則

第二十三條 この法律は、昭和二十三年六月一日から、これを施行する。

第二十四條 日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和二十二年法律第七十二号）第一條の四により法律に改められた左の命令は、これを廢止する。

墓地及埋葬取締規則（明治十七年太政官布達第二十五号）
墓地及埋葬取締規則に違背する者処分方（明治十七年太政官達第八十二号）
埋葬の認許等に関する件（昭和二十二年厚生省令第九号）

第二十五條 この法律施行前になした違反行為の処罰については、なお従前の例による。

第二十六條 この法律施行の際現に從前の法令の規定により都道府縣知事の許可を受けて墓地、納骨堂又は火葬場を經營している者は、この法律の規定により、それぞれ、その許可をうけたものとみなす。

第二十七條 從前の法令の規定により納骨堂の經營について都道府縣

知事の許可を必要としなかつた地域において、この法律施行の際現に納骨堂を經營している者で、この法律施行後も引き続き納骨堂を經營しようとするものは、この法律施行後三箇月以内に第十條の規定により都道府縣知事に許可の申請をしなければならない。

2 その申請に対して許可の処分があるまでは、同條の規定による許可を受けたものとみなす。

第二十八條 この法律施行の際現に從前の法令の規定に基いて市町村長より受けた埋葬、改葬若しくは火葬の認許又はこれらの認許証は、それぞれ、この法律の規定によつて受けた許可又は許可証とみなす。

昭和二十三年六月二十三日印刷

昭和二十三年六月二十四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局

(一九九)